

社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会準職員給与規程

施行 平成30年 4月 1日 改正 令和 3年 4月 1日
改正 平成30年 9月 6日 改正 令和 4年 4月 1日
改正 平成30年12月11日 改正 令和 5年 4月 1日
改正 令和 2年 3月17日

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会準職員就業規程（以下「準職員就業規程」という。）第32条の規定に基づき、準職員の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第2条 準職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 紙料の種類は、勤続給及び職能給とする。
- 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、資格手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給 料)

第3条 紙料は、準職員就業規程第18条第1項に規定する勤務時間における勤務に対する報酬として支給する。

(給料表)

第4条 紙料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 勤続給表 別表第1
- (2) 職能給表 別表第2

(職務の級)

第5条 準職員の職務の級は1級とし、職務の分類は主事の職務とする。

(初任給、昇給等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける準職員となった者の号給は、会長が定めるところにより決定する。

- 2 準職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 3 勤続給は、毎年4月1日時点の勤続年数によるものとする。
- 4 職能給の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行なうものとする。
- 5 前項の規定により職能給を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給数の号級数を2号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

- 6 5歳を超える準職員に関する前項の規定の適用については、同項中「2号給」とあるのは、「0号給」とする。
- 7 準職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
- 8 準職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(降 紙)

第7条 準職員が準職員就業規程第41条及び第42条の規定による処分に該当したとき、又は準職員自ら要望し、会長が認めた場合には降給（現に適用を受けている号給を下位の号給に変更する）をすることができる。

- 2 前項における降給後の号給は、会長が定めるものとする。

(給料の支給方法等)

第8条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、給与支給日は、その月の21日（この日が休日の場合は前日）とする。

- 2 新たに準職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 準職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 準職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から準職員就業規程第18条第2項に規定する勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある準職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその準職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに準職員となった者に扶養親族がある場合又は準職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その準職員は、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 新たに親族たる要件を具備するに至った者がある場合。
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに準職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が準職員となった日、準職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその準職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている準職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている準職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている準職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている準職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 準職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第11条 住居手当は、次に掲げる準職員に支給する。

- 1 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている準職員。
- 2 住居手当の月額は、次に掲げる額とする。（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする）
 - (1) 家賃が月額12,000円を超え19,000円以下の場合
家賃の月額から10,000円を控除した額
 - (2) 家賃が月額19,000円を超える場合
家賃の月額から19,000円を控除した額の2分の1の額（2分の1の額が16,000円を超えるときは15,000円）を11,000円に加算した額

3 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる準職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする準職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である準職員以外の準職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる準職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で会長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする準職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である準職員以外の準職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる準職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする準職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である準職員以外であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる準職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる準職員 支給単位期間につき、運賃等が最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる準職員 次に掲げる準職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

自動車等の使用距離 (片道)	金額	自動車等の使用距離 (片道)	金額
5km未満	2,000円	35km以上40km未満	21,600円
5km以上10km未満	4,200円	40km以上45km未満	24,400円
10km以上15km未満	7,100円	45km以上50km未満	26,200円
15km以上20km未満	10,000円	50km以上55km未満	28,000円

20km以上25km未満	12,900円	55km以上60km未満	29,800円
25km以上30km未満	15,800円	60km以上	31,600円
30km以上35km未満	18,700円		

(3) 前項第3号に掲げる準職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前項に掲げる額

3 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。

第13条 運賃等の額は、次に掲げる額の総額とする。この場合において、通勤のため交通機関等を利用するほか、あわせて自動車等を使用することを常例とする準職員については、前条第2項第2号に規定する額を加算することができる。

第14条 準職員が新たに第6条第1項及び第2項に規定する準職員（以下「支給準職員」という。）としての要件を具備するに至った場合又は支給準職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合又は支給準職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合においてはその準職員は、直ちにその旨を会長に届出なければならない。

(1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったとき。

(2) 支給準職員としての要件を欠くに至ったとき。

2 通勤手当の支給は、準職員が新たに支給準職員としての要件を具備するに至った場合においてはその月の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、支給準職員が離職した場合においてはその者が離職した日、支給準職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 通勤手当は、支給準職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

4 支給準職員が、業務上の旅行、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。

(資格手当)

第15条 次の資格を有し、その職種に当たる資格保有者には下表のとおり資格手当を支給する。ただし、重複支給はしない。

資格名	月額
看護師	8,000円
主任介護支援専門員	5,000円
介護支援専門員	3,000円
社会福祉士	3,000円
精神保健福祉士	3,000円

(時間外勤務手当)

第16条 準職員就業規程第23条の規定に基づき、勤務時間外に勤務することを命じられた準職員には勤務時間外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額（給料月額に12を乗じ、その額を年間の暦日数から年間の勤務を要しない日（準職員就業規程第18条に規定する日）の数及び年間の休日（準職員就業規程第21条に規定する日）の数を控除した日数に、1日の正規の勤務時間数を乗じて得た数で除して得た額をいう。以下同じ。）の100分の125（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の150）を時間外勤務手当として支給する。ただし、毎月1日を起算日とする時間外労働時間数が、累計して60時間を超えた時点から100分の150を時間外勤務手当として支給する。

2 時間外勤務手当算定の対象となる給与額は、基本給及び資格手当とする。

(休日勤務手当)

第17条 準職員就業規程第21条に定める休日及び準職員就業規程第18条第2項に定める勤務を要しない日において勤務を命ぜられた準職員には、その勤務1時間当たりの給与額の100分の125を休日勤務手当として支給する。ただし、準職員就業規程第18条第2項に定める法定休日においては、その勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当算定の対象となる給与額は、基本給及び資格手当とする。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する準職員で、次に掲げる準職員以外の準職員に対して、給与規程別表第3の基準日に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

- (1) 無給休職者（準職員就業規程第9条第1項第1号の規定に該当して休職にされている準職員のうち、給与の支給をうけていない準職員をいう。以下同じ。）
- (2) 刑事休職者（準職員就業規程第9条第1項第2号の規定に該当して休職にされている準職員をいう。以下同じ。）
- (3) 出勤停止者（準職員就業規程第41条に規定する出勤停止にされている準職員をいう。以下同じ。）
- 2 前項に規定する準職員のほか、基準日前1箇月以内に退職（準職員就業規程第38に規定する退職をいう。以下同じ。）し、又は解雇（準職員就業規程第36条に規定する解雇（同条第1項第1号及び第4号に係る解雇を除く。）をいう。以下同じ。）された準職員についても前項に規定する支給日に期末手当を支給する。ただし、退職し、又解雇された日において前項各号のいずれかに該当する者を除く。
- 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された準職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。次条第2項において同じ。）において準職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額（次項において「期末手当基礎額」という。）に100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて給与規程別表4に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、準職員採用直前まで臨時職員として雇用されていた者については、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に含めるものとする。
- 4 前項に規定する在職期間は、準職員としての在職期間とし、その算定については、次に定める期間を除算する。
- (1) 無給休職者及び刑事休職者として在職した期間については、その2分の1の期間。
- (2) 出勤停止者及び臨時準職員として在職した期間については、その全期間。
- 5 会長が必要と認める場合は、第3項の規定による期末手当の額を増額することができる。

（勤勉手当）

- 第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する準職員で、前条第1項各号に掲げる準職員以外の準職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、給与規程別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された準職員についても前条第2項の規定の例により支給する。ただし、準職員採用直前まで臨時職員として雇用されていた者については、基準日以前6箇月以内の期間の勤務成績に含めるものとする。
- 2 勤勉手当の額は、前項に規定する準職員がその基準日現在において受けるべき給料額に、次条に規定する割合を乗じて得た額（「勤勉手当基礎額」という。）に、100分の40を乗じて得た額とする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第20条 前条第2項に規定する割合は、準職員の勤務時間による割合（以下「期間率」）という。）に準職員の勤務成績による割合（以下「成績率」）という。）を乗じて得た割合とする。

2 期間率は、基準日以前6箇月以内における準職員の勤務時間に応じて、給与規程別表第5に定める割合とする。

3 前項に規定する勤務期間は、準職員として在職した期間とし、その算定については、次に定める期間を除算する。

（1）休職者（準職員就業規程第9条第1項の規定に基づき、休職にされている準職員のうち、業務上の傷病により休職されている者以外の者をいう。）として在職した期間

（2）出勤停止者及び臨時職員として在職した期間

（3）第24条の規定により給料を減額された期間

（4）準職員就業規程第27条に規定する特別休暇のうち、業務外の傷病に係る休暇の期間（日が30日をこえる場合には、その勤務をしなかった全期間）

4 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる率を上限として会長が定めるものとする。

（1） 6月 1日 100分の80

（2） 12月 1日 100分の80

（退職手当）

第21条 新潟県民間社会福祉職員退職積立金に加入した場合には同退職積立金を支給することができる。

（手当の支給方法）

第22条 手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、資格手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当については当月の分をその月の給与支給日に、その他の手当については翌月の給与支給日に支給する。

（休職者の給与）

第23条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は勤務のため、住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法で往復することにより負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職期間中、これに給与の全額を支給する。（ただし、往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合を除く。）

2 職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が刑事事件に関し起訴された場合において休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給することができる。
- 5 準職員就業規程第 10 条第 1 項により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めのない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(給料の減額)

第 24 条 準職員が準職員就業規程第 28 条に規定する欠勤をしたときは、その欠勤 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給料額を減額して給料を支給する。

(給与の端数計算)

第 25 条 給料及び手当の額に 1 円未満の端数を生じた場合は、給料及び手当ごとにその端数は切り捨てる。

2 第 16 条、第 17 条及び前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

(委任規程)

第 26 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成 30 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和 2 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 勤続給表

勤続年数	月額(円)
1	47,200
2	48,900
3	50,600
4	52,300
5	54,000
6	55,700
7	57,400
8	59,100
9	60,800
10	62,500
11	64,200
12	65,900
13	68,100
14	70,300
15	72,500
16	74,700
17	76,900
18	79,100
19	81,300
20	83,500
21	85,700
22	87,900
23	89,700
24	91,500
25	93,300
26	95,100
27	96,900
28	98,600
29	100,300
30	102,000
31	103,700
32	105,400
33	106,800
34	108,200
35	109,600
36	111,000
37	112,400

3 8	113,300
3 9	114,200
4 0	115,100
4 1	116,000
4 2	116,900

別表第2 職能給表

職務の級	1級
号給	月額(円)
1	75,500
2	76,300
3	77,100
4	77,900
5	78,700
6	79,500
7	80,300
8	81,100
9	81,900
10	82,700
11	83,500
12	84,300
13	85,100
14	85,900
15	86,700
16	87,500
17	88,300
18	89,100
19	89,900
20	90,700
21	91,500
22	92,300
23	93,100
24	93,900
25	94,700
26	95,500
27	96,300
28	97,100
29	97,900
30	98,700
31	99,500
32	100,300
33	101,100
34	101,900
35	102,700
36	103,500

3 7	104, 300
3 8	105, 100
3 9	105, 900
4 0	106, 700
4 1	107, 500
4 2	108, 300
4 3	109, 100
4 4	109, 900
4 5	110, 700
4 6	111, 500
4 7	112, 300
4 8	113, 100
4 9	113, 900
5 0	114, 700
5 1	115, 500
5 2	116, 300
5 3	117, 100
5 4	117, 900
5 5	118, 700
5 6	119, 500
5 7	120, 300
5 8	121, 100
5 9	121, 900
6 0	122, 700